

特別障害者手当について

この手当は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に、著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。

① 手当額

月額 29,590 円（令和 7 年 4 月 現在）

② 手当を受けられる方

- ・ 20歳以上の方
- ・ 著しく重度の障がいがあること（次ページの別表（１）～（５）のいずれかにあてはまる障がいのある方）
- ・ 障害者支援施設などへの入所、または病院・診療所に３か月を超えて入院していないこと

③ 支給月

手当は、認定されると申請月の翌月分から、年４回（２月、５月、８月、１１月）にわけて、支払月の前月までの手当が支給されます。

ただし、本人もしくはその配偶者または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。

④ 申請に必要な書類

- ・ 特別障害者手当認定請求書
- ・ 特別障害者手当所得状況届
- ・ 特別障害者手当認定診断書（障がいの種類により、様式が異なります）
- ・ 委任状
- ・ 承諾書
- ・ 身体障害者手帳、または療育手帳の写し（手帳をお持ちの場合のみ）
※ 手帳がなくても、申請可能です
- ・ 手当振込予定の通帳の写し
（名前（ふりがな）、口座番号が記載されているページ）

○ 障害年金を受給されている場合

- ・ 前年年金支給額のわかるもの
（年金の振込まれている通帳の写し等）
- ・ 年金証書の写し

※ その他、必要に応じて追加で書類をお願いする場合があります。

※ 非該当となった場合でも各種手数料等は返金できませんのでご了承ください。

⑤ 別表

(1) の場合 … 下表の1～7のうち2つ以上重複する障がいがある方

1	イ 両眼の視力それぞれが0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に、座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) の場合 … 上表の1～7のうち1つの障がいのある方で、下表の1～11のうち2つの障がい、合計3つの障がいのある方

1	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のものまたは1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	しゃく機能を失ったもの
5	音声または言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7	一上肢の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢のすべての指を欠くものもしくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	一下肢の機能を全廃したものまたは一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(3) の場合 … (1) の3～5のうち1つの障がいのある方で、下表の日常生活動作評価表の合計点が10点以上になる方

日常生活動作評価表

動 作	評価
1 タオルを絞る（水をきれ程度）	
2 とじひもを結ぶ	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	
4 ワイシャツのボタンをとめる	
5 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を維持する）	
6 立ち上がる	
7 片足で立つ	
8 階段の昇降	

上記の各動作の評価は次によること

評価	ひとりで行える場合	…	0 点
	ひとりでもうまくできない場合	…	1 点
	ひとりでは全くできない場合	…	2 点
	注（1） 2の場合については、次によること		
	5秒以内にできる	…	0 点
	10秒以内にできる	…	1 点
	10秒ではできない	…	2 点
	注（2） 3および4の場合については、次によること		
	30秒以内にできる	…	0 点
	1分以内にできる	…	1 点
	1分ではできない	…	2 点

(4) の場合 … 障害児福祉手当の内部障害またはその他の障害のある方で、安静度が1の絶対安静の方

障害児福祉手当令別表第1の8（内部障害またはその他の障害）抜粋

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を不能ならしめる程度のも

(5) の場合 … 障害児福祉手当の精神障害の障害程度に該当し、日常生活能力判定表が14点以上になる方

障害児福祉手当令別表第1の9（精神の障害）抜粋

精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりで行える	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりで行える	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりで行える	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりで行える	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しは通じる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

⑥ 所得制限限度額表

扶養親族の数	本人（受給資格者）	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000 円	6,287,000 円
1人	3,984,000 円	6,536,000 円
2人	4,364,000 円	6,749,000 円
3人	4,744,000 円	6,962,000 円
4人	5,124,000 円	7,175,000 円
5人	5,504,000 円	7,388,000 円
所得制限限度額に加算するもの	・16歳～22歳の扶養親族がある場合は1人につき25万円	・70歳以上の扶養親族がある場合は、1人につき6万円（ただし、当該老人扶養親族の他に扶養親族がいない時は、当該扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円）
	・70歳以上の控除対象配偶者・扶養親族がある場合は1人につき10万円	

※所得制限の対象となるご本人の所得には公的年金等も含まれます。

⑦ 所得から控除する額

◆ 本人（受給資格者）

諸控除の額	障害者控除（本人を除く）・勤労学生控除・寡婦(夫)控除 各 27万円	
	特別障害者控除（本人除く） 40万円	ひとり親控除 35万円
	社会保険料・医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除 各 控除実額	
	所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額	

◆ 配偶者・扶養義務者

諸控除の額	社会保険料 8万円	
	障害者控除・勤労学生控除・寡婦(夫)控除 各 27万円	
	特別障害者控除 40万円	ひとり親控除 35万円
	医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除 各 控除実額	

⑧ 申請窓口・お問合せ先

近江八幡市 福祉保険部 障がい福祉課

〒 523-0082 近江八幡市土田町1313番地（ひまわり館2階）

電話 0748-31-3711（直通） FAX 0748-31-3738